

「外環の2」 控訴審で計画撤回を

「外環の2」

東京・武蔵野市 原告らが集会

東京都が計画する地上部街路「外環の2」（三鷹市―練馬区間、約9キロ）の廃止などを求めた武蔵野裁判（武蔵野訴訟）で、東京地裁が不当判決を出した17日夜、武蔵野市で報告集会在開かれまし

た。集会実行委員会が主催し、計画地沿線の住民や支援者ら約100人が集まりました。

原告弁護団の上原公太弁護士らが、判決に点を指摘。「納得できない判決」として即日控訴したとし、改めて支援を呼びかけました。

丸のみして原告の請求を却下したなどの問題点を指摘。「納得できない判決」として即日控訴したとし、改めて支援を呼びかけました。

原告の上田誠吉弁護士（09年死去）の妻で、裁判を承継する圭子氏が、控訴審への決意を語りました。

武蔵野訴訟で意見書

を作成するなど原告を支援してきた小山雄一郎・玉川大学准教授が基調講演しました。「外環の2」計画決定にあたり「都は、住民

意見とほぼ無関係に法定手続きを進めた」などの問題点を指摘。計画策定にあたって欧米並みの実効的な住民参加の仕組みを確立す

る必要性を訴えました。集会では、控訴審で計画の白紙撤回を求めたたたかう決議を拍手で採択しました。

東京外環道付随道路計画

住民の廃止請求却下

東京地裁

国が造る東京外環道付随道路（東京外環道）に付随する地上部道路

が17日、東京地裁でありました。増田稔裁判長は、原告の請求をすべて却下する不当判決を出しました。

武蔵野訴訟は2008年、武蔵野市在住の弁護士、上田誠吉氏（09年に死去）が都を提訴したもので、07年、外環本線が高架式から地下道路に計画変更したのに「外環の2」計画は廃止も変更もないことから同計画が違法として、計画決定の無効確認と廃止手続きなどを求めました。誠吉氏の死去後、妻の圭子氏（88）が裁判を承継しています。

「外環の2」（三鷹市―練馬区間、約9キロ）を計画する東京都に対し、建設予定地内に居住する住民が計画の廃止などを求める裁判

（武蔵野訴訟）の判決

圭子氏は「判決はとても残念。静かで住みやすい町を高速道路で分断する理由はどこにもない」と話しました。



判決を受け記者会見で報告する上田圭子氏（右から二回目）、坂氏（右端）ら原告弁護士17日、東京都庁内

判決を受け記者会見で報告する上田圭子氏（右から二回目）、坂氏（右端）ら原告弁護士17日、東京都庁内